

別紙4－3

国産飼料の流通推進・利用拡大対策のうち新飼料資源の利用拡大対策の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第2の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手續等のうち本要領第2の3の(4)に係るものは、次のとおりとする。

第1 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

1 新飼料資源

これまでの家畜用の飼料としての使用の実態を鑑み新規性のある資源及び現在活用されていない食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、農場残さ等のうち家畜用の飼料又は飼料原料として利用可能と見込まれる資源のことをいう。

第2 事業の内容

第3に定める事業実施主体が新飼料資源の利用拡大を図るために行う次の1から3までの取組に要する経費に対し助成を行うものとする。

1 新飼料資源を利用した飼料の製造・給与実証等に係る調査・分析

① 新飼料資源の発生量、活用事例、製造・給与実証等に係る調査及び調査結果の共有・発信
② 製造・給与実証等に係る分析及び分析結果の共有・発信

2 新飼料の製造及び家畜への給与に必要な器具・機材の導入

3 その他本事業の推進に必要となる取組

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表の3の(4)の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第4 事業の要件

- 1 事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、新飼料資源に係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、飼料製造事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。
- 2 新飼料資源を利用した飼料の成分分析等は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼安法」という）に基づく登録検定機関、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく登録検査機関又はISO/IEC・17025の第三者認証を受けた機関で実施すること。

3 新飼料の製造・給与に際しては、飼安法及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。）別表第 1 の 5 及び 6 並びに食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和 2 年 8 月 31 日付け 2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知）について、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。

第 5 事業実施の手続

- 1 事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙 4－3 様式第 1 号）等の必要な書類について、交付等要綱第 7 第 1 項の交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領による応募書の提出時に添付した書類（事業実施計画書を除く。）のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。
- 3 事業実施主体は、2 の提出に当たり、あらかじめ関係する機関等（事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等）との調整を図るものとする。
- 4 事業実施主体が、交付等要綱別表の 3 の（4）に規定する重要な変更を行おうとする場合は、本要領第 3 の 3 の規定に基づき地方農政局長等（都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と調整した上で、変更後の事業実施計画書（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。）、その他必要な書類を交付等要綱第 13 第 1 項の変更等承認申請書に添付するものとする。なお、事業実施計画書における目標年度の目標値の増減に関する変更についても、同様の手続きを行うものとする。
- 5 2 により提出を受けた地方農政局長等は、事業実施計画書に記載された内容が、当該地方農政局等の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局等の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めるものとする。

第 6 事業の成果目標及び目標年度

成果目標は、事業開始年度の前年度を基準年度として、新飼料資源を利用した飼料の供給量を拡大するものとし、目標年度は、事業完了年度の翌年度から 3 年以内とする。

第 7 事業達成状況の報告

事業実施主体は、本要領第 5 の事業達成状況について、事業完了年度の翌年度

の7月末日までに、別記様式第3号に事業実施計画書に準じて作成したものを添付し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、交付等要綱第18の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

第8 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに、別記様式第4号に別紙4-3様式第2号を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙4-3様式第3号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第9 助成の対象

- 1 本要領第7の助成の対象となる経費は、別紙4-3別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 3 自己資金若しくは他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 補助対象事業費は、実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省官房長通知）によるものとする。
- 5 器具・機材の導入に対する補助は、次のいずれかの方式による行うものとする。

(1) 購入方式

事業実施主体が、器具・機材の取得に必要な費用の一部を助成する。

(2) リース方式又はレンタル方式

事業実施主体が、器具・機材のリース方式又はレンタル方式による導入に必要な費用の一部を助成する。

- 6 本事業により導入する器具・機材は、原則として、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造されたものについては、補助対象としないものとする。
- 7 本事業により導入する器具・機材は、原則として新品とする。ただし、事業費の低減の観点等から地方農政局長等が特に必要と認める場合には、中古品を対象とすることができまするものとする。この場合における器具・機材は、その導入時に

において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上であるものに限るものとする。

- 8 既存の器具・機材の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、本事業の補助の対象外とする。
- 9 リース方式で導入する場合の器具・機材は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。

10 器具・機材の導入に係る注意事項

（1）共通

- ア 導入する器具・機材の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、利用規模に即した適正な器具・機材を選定するものとする。
- イ 導入する器具・機材の購入先の選定に当たっては、原則として、当該器具・機材の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- ウ 導入する器具・機材の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、導入する器具・機材の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

（2） 購入方式の場合

- ア 事業実施主体は、原則として、補助の対象となる器具・機材について、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入するものとする。
- イ 事業実施主体は、導入した機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとする。

（3） リース方式の場合

ア リースに係る助成金の額の計算方法

リースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる器具・機材ごとに、次に掲げる計算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額とする。なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は、事業実施主体又は事業実施主体が協議会等にあってはその構成員であり、当該器具・機材を実質的に管理する者が器具・機材を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とするものとする。

$$(ア) \text{ リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times \text{補助率}$$

$$(イ) \text{ リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times \text{補助率}$$

イ リース事業者の決定

事業実施主体は、補助金の交付決定後、リース事業者に器具・機材を納入する事業者を一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を複数のリース事業者の中から決定するものとする。

ウ 途中解約の禁止

事業実施主体は、リース期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ずリース期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係るリース料助成額相当額は、補助金返還するものとする。

(4) レンタル方式の場合

ア レンタル方式に係る助成金の額の計算方法

レンタルに係る助成金の額（以下「レンタル料助成額」という。）は、対象となる器具・機材ごとに、レンタルに要する経費の1／2以内とし、それぞれ千円未満を切り捨てた額とする。

イ レンタル事業者の決定

事業実施主体は、補助金の交付決定後、レンタル契約を締結するレンタル事業者を複数のレンタル事業者の見積りから決定するものとする。

ウ 途中解約の禁止

事業実施主体は、レンタル期間中のレンタル契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ずレンタル期間中にレンタル契約を解約する場合は、未経過期間に係るレンタル料助成額相当額は、補助金返還するものとする。

11 事業実施主体が機械等の導入を行った場合は、その入札結果報告届を別紙4－4様式第4号により速やかに地方農政局長等に届け出るものとする。

第10 その他

この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙4－3別表

区分	助成の対象	助成範囲
1 新飼料資源を利用した飼料等の製造・給与実証等に係る調査・分析	新飼料資源、新飼料資源を利用した飼料を給与した家畜の畜産物等に係る調査、成分等分析及び調査・分析結果の共有・発信に必要な経費	新飼料資源を利用した飼料の製造や給与の実証に必要な最小限度についてのみ補助することとする。
2 新飼料の製造及び家畜への給与に必要な器具・機材の導入	新飼料資源を利用した飼料の製造及び家畜への給与に必要な器具・機材の導入（購入、リース又はレンタル）に必要な経費	器具・機材の設置に要する経費は補助対象外とする。
3 その他本事業の推進に必要となる取組	本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費	

別紙4－3 様式第1号（第5の2関係）

事業実施計画書（新飼料資源の利用拡大対策）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者氏名	

2 事業目的

--

3 取組の推進体制

（新飼料資源に係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、飼料製造事業者及び畜産農家等と連携した推進体制について記載する。）

--

4 新飼料資源の利用拡大対策の成果目標

	○○年度 (基準年度)	○○年度 (目標年度)
飼料供給量(kg)		

その他事業実施による効果	
--------------	--

5 調査・分析の取組内容

① 調査・分析

実施時期	取組内容

② 共有・発信

実施時期	対象者	取組内容

6 導入器具・機材の稼働計画

(1) 共通

① 飼料資源の利用拡大対策に必要な器具・機材の導入計画

名称	型式	導入（予定）時期	数量	事業費（円）	備考
事業費総額（税込み）					
事業費総額（税抜き）		ア			
助成対象額（アの1／2以内）					

② 導入する器具・機材の年間稼働計画

器具・機材の名称	年間稼働日数

※ 年間稼働日数については、本事業の実施にかかる稼働日数を記載すること。

(2) 購入方式の場合

対象器具・機材	器具・機材名		数量	(台)
	型式名			
	対象作物、対象作業			
	選定理由			
	能力決定根拠 ※ 能力決定に当たっての計算過程を記載（成果目標との整合を図ること）			
	同様な作業器具・機材の保有状況 (有する場合：型式、取得年月、数量など)			
	新品・中古の区分			
	中古の場合、残存年数※			
	購入価格（税抜き）①			(円)
うちオプション分（名称）				(円)
購入価格（税込み）				(円)
購入費助成申請額 ①×1/2				(円)
購入物件保管場所				
備考				

※ 中古の場合、残存年数は、法定耐用年数－経過年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる）を計算して記入し、2年以上の場合に限る。

(3) リース方式の場合

対象器具・機材	器具・機材名		数量	(台)
	型式名			
	対象作物、対象作業			
	選定理由			
	能力決定根拠 ※ 能力決定に当たっての計算過程 を記載（成果目標との整合を図 ること）			
	同様な作業器具・機材の保有状況 (有する場合：型式、取得年月、 数量など)			
リース期間（開始年月～終了年月）	年 月	～	年 月	ヶ月
リース物件取得価格（税抜き）①	(円)			
リース期間終了後の残存価格 (税抜き)②	(円)			
リース料助成申請額※③	(円)			
リース諸費用（税抜き）④	(円)			
消費税⑤	(円)			
事業実施主体負担リース料 (税込み)①-②-③+④+⑤	(円)			
リース物件保管場所				
備考				

※ リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入し、欄にチェックを入れること。

I	リース物件価格 × (リース期間／法定耐用年数) × 補助率 (1／2 以内)
II	(リース物件価格 - 残存価格) × 補助率 (1／2 以内)

(4) レンタル方式の場合

対象器具・機材	器具・機材名			数量	(台)
	型式名				
	対象作物、対象作業				
	選定理由				
	能力決定根拠 ※ 能力決定に当たっての計算過程を記載（成果目標との整合を図ること）				
	同様な作業器具・機材の保有状況 (有する場合：型式、取得年月、数量など)				
レンタル期間 (開始年月～終了年月)	年	月	～	年	月
レンタル料助成申請額（税抜き）					(円)
消費税					(円)
事業実施主体負担レンタル料 (税込み)					(円)
対象器具・機材の保管場所					
備考					

7 その他

--

8 事業計画

(千円)

	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国 庫 補 助 金	その他の	
1 新飼料資源を利用した飼料の製造・給与実証等に係る調査・分析					
2 新飼料資源を利用した飼料の製造及び家畜への給与に必要な器具・機材の導入					
3 その他本事業の推進に必要となる取組					

9 飼料供給先（供給予定先）

供給先農家	市町村名	供給数量	畜種	販売価格

10 添付書類

- ・事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿
- ・事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・その他地方農政局長等が必要と認める資料

(注1) 農林水産省畜産局長が別に定める公募要領による応募書の提出時に添付した書類（事業実施計画書を除く。）のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。

(注2) 添付書類について、事業実施主体等のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができるものとする。

別紙4－3 様式第2号（第8の1関係）

事業評価報告書（新飼料資源の利用拡大対策）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者氏名	

2 調査・分析等の取組状況と実績

--

注：事業実施計画書の5に対応する取組状況を記載する。

3 導入した器具・機材の稼働実績

器具・機材の名称	年間稼働日数

※ 年間稼働日数については、本事業の実施にかかる稼働日数を記載すること。

4 新飼料資源を利用した飼料の供給実績

	○○年度 (基準年度)	○○年度 (目標年度)
供給量(kg)		

5 飼料供給先

供給先農家	市町村名	供給数量	畜種	販売価格

6 事業実施計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目標 (実施計画)	
実績	
達成状況に対する 自己評価	

注1：目標の欄には、事業実施計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2：実績の欄には、目標に対応する実績について記載すること。

注3：達成状況に対する自己評価の欄には、達成／未達成にかかわらず、主観的観点から、目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

7 その他

--

別紙4－3 様式第3号（第8の2関係）

番 号
年月日

○○農政局長 宛
(北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名：
代表者氏名：

国産飼料の流通推進対策事業（新飼料資源の利用拡大対策）の事業実施
に関する改善計画について

○○年度において実施した国産飼料の流通推進対策事業（新飼料資源の利用拡大対策）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率、未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

別紙4－3 様式第4号（第9の11関係）

番 号
年月日

○○農政局長 宛
(北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名：
代表者氏名：

国産飼料の流通推進・利用拡大対策事業（新飼料資源の利用拡大対策）
入札結果報告書

このことについて、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象器具・機材の契約名			
選定方法			
入札執行年月日			
入札立会者の所属・氏名			
入札予定価格（税抜き）	円		
入札参加者名及び 入札価格（税抜き）		円	
		円	
		円	
		円	
入札回数			
契約業者名			
契約価格（税込み）	円		
契約年月日			
納品場所			
納品期限			
入札結果の公表方法			
備考			

- 注1：「選定方法」については、交付等要綱第11に基づき行われること。
- 注2：「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入すること。
- 注3：「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入すること（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする）。
- 注4：不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入すること。
- 注5：「選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入すること。
- 注6：「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入すること。
- 注7：交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入すること。
- 注8：本報告に際しては、競争入札等に参加業者の指名停止等に関する申立書の提出を添付すること（交付等要綱別記様式2号）。
- 注9：リースの場合は、契約業者名、契約価格、契約年月日を、落札業者名、落札価格、落札年月日と記載すること。